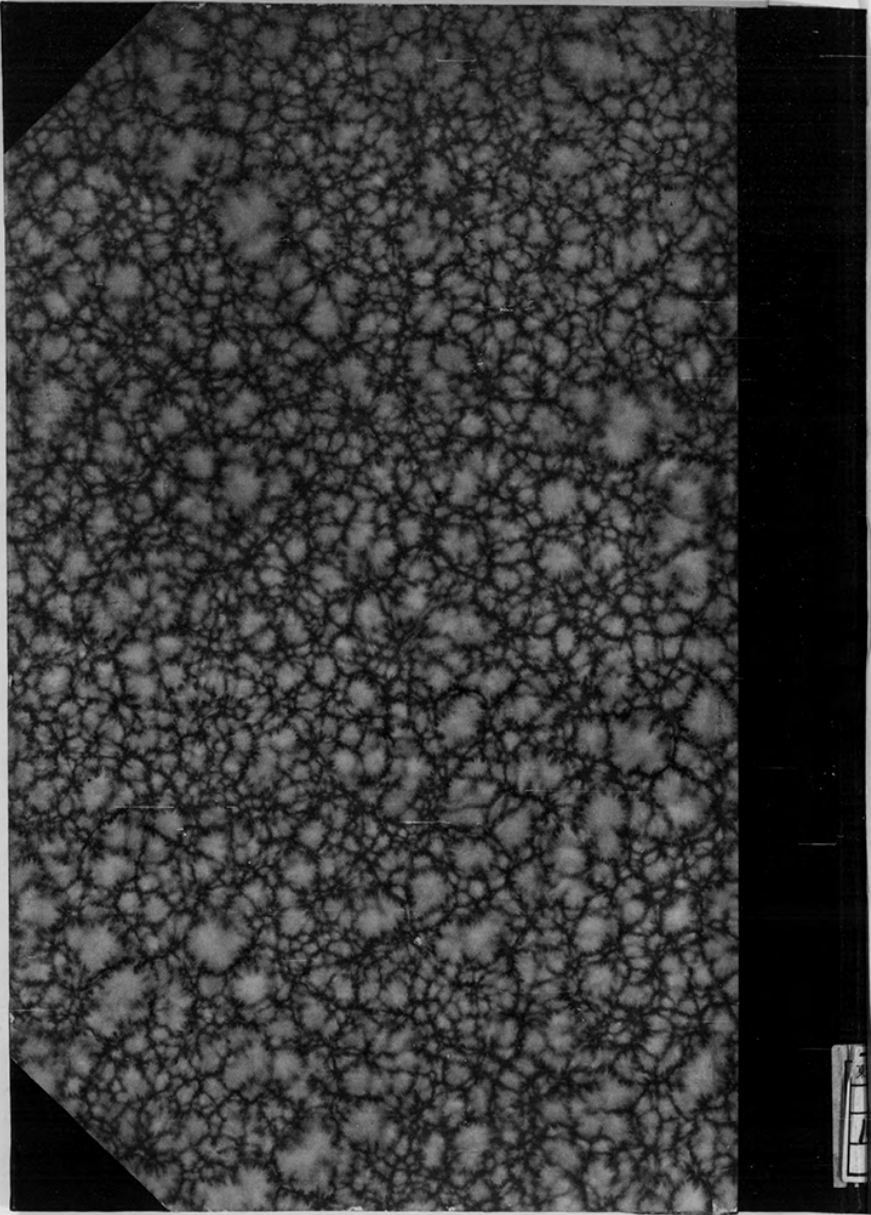


## 近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。



70 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80

經濟學部  
研究室

5

1035

上杉鷹山 細井平洲制定  
郷中百姓取締心得

安永々 寫本 全一



30514

紙

紙

經濟學部  
研  
5  
1035



36714

安永元年九月廿二日

近年御申奉り出〜家業不怠〜山田依之山及行爲村  
出役出給御申作付〜村奉移村割農業と進り百姓知敷〜  
導以御作付也

一右御方之御申向委之付、割合爲五月八日九月廿二日申出及、  
心清り心御申委細之付、御奉行下申達事

一此御申於村、入用料之付、別村、相済呈右之御所、御爲全  
御申完御申事

安永四年定給御作付、今御所完奉合、御爲完事之  
一年中御所、存身、成之利害、考、右委之御所、御所、可申  
申出事

但月、右委、御所、完御城下、存身、選留、右之村、之存身、御所、  
委御之御所、御所、可申達、  
二三日

河馬巡

新倒成市落

日 新倒是左

日 一通三不郡退使

五十一

下七左

日 秀升年之志

日 三徳忠左

小川 徳左

安永四宮唐院様御用人

日 宇水三徳平次保宗時

日 三新河原源次

湯野川 徳左

道回右門

日 日浦玄次郎

日 肥前左

金田 三左

二十

日 樋口 徳左

日 村上 左

日 友藤 徳左

安永五新河原御用人

日 徳左

樋口 徳左

日 徳左

一天道を敬小友及おし下中事

天道を敬小ト下及天地人倫ノ始鳥獸草木ノ物如  
度有ク揚不敬小付人ノ心ノ道ト又亦不天地  
小恵乃不懐人ノ小物ト情也ノ物を懐也人ノ  
日月の天下國土を照レ四河巡リノ万之物ヲ養ヒ揚  
ト仰キ為ビレ其ノ心何リ能敬度ス

但人小天を敬小ト下及教ムノ和界天道を敬ルテ是を為性  
教下中事

一父母小孝行之事

父母之教仰レ在父母ノ和界此元ノ父母始リ以レ其身  
以不常ノ父母小行ノ人ノ和界在知レ徳也教ムノを孝行ト  
申ス事ト父母を以テ之レ之ノ教ト父母始ルレトトトト  
事ノ人其ノ天ノ恵ノ揚不所人ト情ト懐ヒ不レ其ノ  
レ福也ト家ヲ養ヒ揚不レ其ノ徳也教ムレ其ノ  
但人小孝行を教ムノ和界此養ヒ志知リ

教下中事

一家内懐愛教教志ト下及  
此徳ト是也ト教ムノ和界此中トトト之ノ和界見知  
才ノ懐ト老ト少ト者ト是也交レ交レ信を教ムノ一村和順  
不レ人ノ為跡ヲ思フレ教中事トト

個人小ののけ散り、先物身小の事、心腹を  
人代交り、原く身をけ、〜〜〜教を、母を、母  
心腹を、〜〜〜

一 清上ヲ忍シ尊ニシテ教下中事

初身ヲ辱ス、父母初於辱ハ國之守〜〜百姓ハ國之  
守之所領地ヲ分テ預テ田租ヲ作リ又穀ヲ賣〜〜と、幸祿又  
初父母妻子等々養リ得テ所國恩ヲ不忘君初教下中  
事日月以テ〜〜君を親ビ〜〜父母代下〜〜奉恩ハ  
初教下中事

一 百姓家業之事

百姓之家業を、一勵ニシテ勉諭之事、百姓を日く思シ泥ス、  
是を聖風、おき田野、身さ〜〜む色〜〜ハ〜

業ハ、徳有、農業、ハ万之元、〜〜世に家ハ、徳を、  
ハ百姓之、善是、ハ年月之、善、ハ初ハ、不浪天、〜  
身小、授〜ハ、波、〜得、〜世に家、を、〜  
世に人、の、飢寒、を、〜ハ、民、之、力、小〜  
急〜ハ、時、を、〜ハ、世に人、之、患、小〜  
失、ハ、父、母、妻、子、り、〜  
カ、ハ、門、〜  
只、而、姓、の、目、〜  
君、終、〜

一 便ク御代先を尊クテ渡事、初々度事

ハ、便ク、老テ、子、ゆ、き、若、幼〜  
病、初、〜  
中、及、〜



立く候にわきまを盡し

### 一考つ割い事

右考に衣食定むる基少く思へるを戒むべし事一考考つ  
バ身之福を志すべし能く志しむる度よ一考考に衣食定むる用  
ふに狭く衣服衣飾の飲食少く一考考に貴く極する  
を考と申し候に留まらむと云はれを以て一考考  
家の養生次第は一考考に飢不迫りて一考考に  
らむるは身之福少く一人の之を以て得るは情は教  
可申度

### 一忌服之事

右忌服の事一考考を以て清く遠く之を得る事一考考に  
戒むるに誰れと定むる人情多し一考考に始末よく絶た

度、以得る者も其の所定も皆之と一考考に保之保布不候  
用ひ清く其れ少くも一考考に教は度一考考に

但此を以て後考も氣配よく候一考考に仰定むる

### 一飲食之事

右考に衣食定むる事一考考に一考考に、其意を盡せしむ  
候事其れを以て誰れも義禮合に候に保は更さしむ一考考に  
家々の養禮に基、入室居たの儀も又教少く身命も  
危し、一考考に一考考に、忘るる食是時の思ひを以て一考考に  
の目も不慮事は備せしむる父母妻子を思ふ事一考考に  
一考考に不養生は身も衣も衰へたり一考考にやと云ふも  
室席之迄年ふと一考考に若事更候、飾り時の用も事一考考に  
若候人を教、先和身一考考に一人を教、所要之人得  
て衣服も衣飾も、此飲食と一考考に一考考に候

ものをを用ひて百姓の養食をいすなりて為事

一家の善清之吏

善清の善清を清いといふは所得所要なり善清の通夫也  
徳教の徳不相成清定なり所莫も徳人之名なりむ  
より所先之吏は徳人の清之教なりて為事なり

一 禮之吏

礼之吏年取嫁取之儀を子孫お傍之基なり親類お奇礼  
ひて之儀教吏なり終り夫婦の順なりて吏を以て徳を清  
なりて又婦中なりて子孫を育養ひて天化なりて人を徳  
教為事なり

但禮之日親類お奇礼なりて勿れ官意を以て或  
ハ身小も似合ぬ小袖祝を持り祝と祝儀を御為

道子遠所は少く宵たり親も和子の善清なりて  
なりて一家之吏を志すなりて夜更しく徳と成事なり  
子信の養育なり成徳なり貧乏を折る基なり清を徳礼  
之用なり祝儀を奉るなり教為事なり

一 葬式之吏

死を運ぶ人の終りなりて大事なりて中更なりて死者百姓の  
身小も不お悪なりて死者名教吏なりて徳といふ人之道なり  
葬式を官なりて徳をいふ小も可なりて清なりて佛徳なりて  
法を運ぶ徳之徳教為事なり

一 法事之吏

死者に死する人なりて死すると思死小なりて人なりて生たる人  
なりて小供なりてなりて法事を吊りて小供なりて徳を百姓お

意小佛变之好...と人此等少...の世去...の变...  
之振...の变...の...人...の...  
多

一節...の...之...  
事

...の...の...の...の...  
...の...の...の...の...  
...の...の...の...の...  
...の...の...の...の...  
...の...の...の...の...

以上十四ヶ条教示

右之傳...教之元...何...  
...の...の...の...の...  
...の...の...の...の...  
...の...の...の...の...

...の...の...の...の...  
...の...の...の...の...  
...の...の...の...の...  
...の...の...の...の...  
...の...の...の...の...  
...の...の...の...の...  
...の...の...の...の...  
...の...の...の...の...  
...の...の...の...の...  
...の...の...の...の...

出波中心得之次第

一節...の...  
事



云々の事下す出

一給人分給以成立に理不登成必も中之と云ふ村一戸一戸  
各屋に百姓之泥お解く交もも終り集結し其分不不  
成下す出

一化國借来之者に村之化分高りり付下す一交

吾等、所化領之者所領内庭通に幕村方より取之者月見  
才有之れり此交もも吾等下す之事

一借来之病人いたりり事

右所化領より病り者の内病人有之、漢も常り取  
扱ひ給、善く一交おん得んを因り扱悉敷交もも吾等  
添取扱ひ扱善下す之事

一百姓農業を第一小化之業にわたりり取教立可中交

吾等、町人百姓町人、町人百姓、百姓吾業混雜に、町人職分  
不立云、百姓之商人之志、所に、和業を於化之業、後、  
和業不立以務之志、所に、為、中、難、也、  
一、為、高、い、為、少、く、金、之、所、得、を、混、雜、の、元、少、く、  
以、吾、等、交、を、大、交、小、考、一、化、に、依、令、為、所、年、  
負、能、お、保、以、進、後、土、り、生、一、り、  
く、い、室、く、い、金、之、い、是、い、百姓大交之要少く、  
い、去、吾、等、通、年、時、取、も、知、り、  
以、得、を、高、人、の、止、  
其、甚、大、交、人、を、  
是、い、た、と、い、所、年、  
負、濟、中、  
在、存、之、道、  
も、ど、  
而、  
終、ん、  
付、高、人、  
を、而、  
取、之、  
又、  
有、之、  
奇、  
可、  
中、  
出、  
但、  
者、  
分、  
借、  
を、  
能、  
高、  
場、  
取、  
之、  
高、  
い、  
格、  
別、  
之、  
交、  
人、  
吾、  
等、  
也、  
定、  
も、  
有、  
之、  
言、  
は、  
り、  
吾、  
等、  
也、  
一、  
い、  
必、  
り、  
一、  
い、

一村高人人取引合之事

平佛を具而く村高行福ふく五姓之人故行福有之而此  
自除りいり亦別合以上人数多し村も有之んを引合量  
下然いを牛馬等之体も准右年中地毛之次第春より  
秋まで之を家業を務め一財一盛衰を相考ふ此い

### 一平馬改之度

右度云候馬代を借りゆりも半るなど不お立得之時人の半るを  
借りゆりも助調之目せぬともいへ毎度相引改改人も借り  
不迷ひ先へ至りても有之申候も遠く心付へ然りとも又  
右之度すふりも考仕候と申候は二更も下有之い申候は  
相心得候。右是通事へ申合へ去過へ之を候下相心得候は  
之一年にお方計も十二人出合村之度お合へ然り民の國の  
元とりの考度の出候は減大度へ申曲申候。申候は  
身持行跡へいへいへ是大やへ今取法撰申候申候

此新記かたし  
お新記かたし

他は指ささる候もいへ申候は若不足候候もいへ  
辱しへ相候も申候は申候は所家之大章一國と  
元ん考候は、色身も預り候は候は所家之當り  
と申へい候候は申候は申候は申候は申候は申候は

安永元年九月

### 行事 仕立 旨 因 評

發端

治世之きいすきいひの候は申候は申候は申候は申候は申候は  
この善方をいひい天子將軍大名小名中の庶民と申候は申候は  
生ん福之人を勝候は申候は申候は申候は申候は申候は  
家と申候は申候は申候は申候は申候は申候は申候は申候は  
治世の中い日夜行時申候は申候は申候は申候は申候は申候は  
人食の地を短く回候は申候は申候は申候は申候は申候は申候は  
養生と申候は申候は申候は申候は申候は申候は申候は申候は

吾修を具而一討高行福ふく五姓之人故行福有之而此  
自餘のい亦別合い上人教養の討も有之んを引合量  
可然いを牛馬等之体も准右年中地毛之冲并春より  
秋の五之の家業を修つ一討の盛衰を相考ふ此い

### 一斗馬波之夜

右夜云彼馬代を借りゆかも半るさ不お互為之時人の半るを  
借りゆか駒調之目さゆかゆかゆか毎夜相づい波夜人も皆  
ふまひ先ゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆか  
右夜波すふりゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆか  
相心得い右夜通るゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆか  
之一年あふ計も十二人出合村之夜お合之ゆかゆかゆかゆか  
元とゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆか  
身持行路ゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆか

他修持ささるれゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆか  
一統の如  
ゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆか  
元ゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆか  
とゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆか

安永元年九月

### 行事 仁立音因評

發端

流生之ささるれゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆか  
この善方をささるれゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆか  
生か福之人を勝てゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆか  
善をゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆか  
流生の中い日夜行時ゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆか  
人食地をゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆか  
養生ゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆかゆか

人々飢く死すは政教之由是ならず夫は有る教人よ、於一  
國之事と若し一を治ふは其帝の官職を極めるは  
臣民の生を母く治るまじき、地方の吏を勤政人を北官と  
和漢古の重く極ふは、然るは北官は相立の上、所領内の  
百民と取扱ふ之由、以得る思ふは、其の始は、  
人々の治るべき成徳を之に切ら、有るは、始は、  
以て、  
大事之所要、を各儀、所國之盛衰、臣民の苦樂も  
一夫、よ、  
評、  
評、  
評、

一 百姓身持の事

右右集を割り、農業を造り、  
評、

一 教之事

右人、人之道を言ひ、  
但上を教ひ、  
孝、  
孝、  
孝、

但上を教ひ、  
孝、  
孝、  
孝、

一 中を扱ふ事

右寛極之、  
但上を教ひ、  
孝、  
孝、  
孝、

但上を教ひ、  
孝、  
孝、  
孝、

一 百姓之口を塞ぐ事

右門を塞ぐは、  
右門を塞ぐは、  
右門を塞ぐは、



いへばその邪し

一 包村之事

右村の包村して其財を奪ふ之速成、成、民の害不尠を論ず  
其と、百姓の情を憐れ、して所年貢不届、取、度量、下、り、を、  
但、民、情、を、不、知、し、得、を、付、交、り、不、知、し、民、情、の、人、之、害、情、を、天  
姓、の、激、し、り、也、也、も、情、を、知、ら、ず、の、少、く、も、情、之、人、情、を、恨、み  
い、ま、は、民、便、安、く、人、情、を、憐、れ、し、民、便、安、く、人、情、を、憐、れ、し、  
速、く、も、百姓、を、振、り、お、か、す、力、を、少、く、も、と、る、の、を、  
百姓、の、義、理、を、不、知、し、得、を、付、交、り、不、知、し、民、情、を、恨、み、  
自、前、勝、自、の、思、ひ、を、人、情、を、憐、れ、し、事、を、  
之、の、不、い、ち、を、罰、の、最、も、事、を、志、し、の、の、い、ま、は、  
い、得、を、眼、前、切、り、人、情、を、憐、れ、し、遠、く、も、有、之、ん、  
又、右、首、り、人、情、を、憐、れ、し、事、を、志、し、の、の、い、ま、は、  
又、右、首、り、人、情、を、憐、れ、し、事、を、志、し、の、の、い、ま、は、

之、の、物、人、中、を、説、い、よ、立、人、の、民、の、好、事、を、好、し、民、之、恩、を、知、  
悪、是、と、民、之、父、母、と、中、に、也、情、を、而、情、を、是、も、事、父、母、の、  
子、と、也、し、し、大、変、不、相、合、也、又、人、相、合、人、情、を、  
理、を、付、く、推、考、を、り、事、を、志、し、の、の、い、ま、は、  
能、和、漢、之、事、通、也、と、其、事、の、人、小、村、合、親、  
是、を、し、て、人、小、村、合、親、と、思、ひ、し、不、知、し、難、物、の、  
由、情、を、是、れ、不、知、し、民、情、の、情、用、化、之、事、を、知、難、物、  
事、成、く、く、信、之、村、と、包、村、し、て、民、情、の、利、害、を、  
何、れ、考、考、要、ら、ず、之、ん、

一 又人組織を仕立、各村之控不致、と下り、事  
右、百姓、之、身、持、り、跡、之、身、成、い、善、と、し、其、恩、を、  
い、ま、は、  
但、務、を、書、す、此、百姓、の、情、を、憐、れ、し、事、を、志、し、の、の、い、ま、は、

曰て、いづれに用之奉る、いづれに教之元之、  
若し其の、いづれに、いづれに、  
目高を、いづれに、いづれに、  
いづれに、いづれに、いづれに、  
是耳、いづれに、いづれに、  
教之、いづれに、いづれに、  
いづれに、いづれに、いづれに、  
いづれに、いづれに、いづれに、

二百姓と母をいづれに之奉る

右年奉る中人少く、農業者之、  
田代、いづれに、いづれに、  
人と、いづれに、いづれに、  
いづれに、いづれに、いづれに、

二百姓と母をいづれに之奉る

右年奉る中人少く、農業者之、  
田代、いづれに、いづれに、  
人と、いづれに、いづれに、  
いづれに、いづれに、いづれに、

右年奉る中人少く、農業者之、  
田代、いづれに、いづれに、  
人と、いづれに、いづれに、  
いづれに、いづれに、いづれに、

右年奉る中人少く、農業者之、  
田代、いづれに、いづれに、  
人と、いづれに、いづれに、  
いづれに、いづれに、いづれに、  
いづれに、いづれに、いづれに、  
いづれに、いづれに、いづれに、  
いづれに、いづれに、いづれに、  
いづれに、いづれに、いづれに、

須是の千百人之力を合する人の力と成り故則ち百人が  
 カつ小成物一人の力より倍するは百人より  
 成り力倍一人の力より倍するは百人より  
 一種を定ち百人の力を一つとする。初め百倍を  
 与えたりと云ふは是れ是れ一重物を持ち、本あり  
 ざるを音法を成るなり。是れ持てより倍する十人にて  
 与えたる重物も一人にて与えたる重物は十人の力  
 弱し小成物一人の力強し。おもはれは只の力一割する  
 一法なきとの遠く本を以て一法小成物一人の  
 力を一つとする。是れ小成物を軍六等分とお見し人の  
 物もはつと云ふの百人の力と初めを倍するや、  
 一法の農業に成たり。一法を成るは倍するは倍する  
 倍んと成るは倍する一之事。

一法は又人組帳の資本を以て扱ふ所の事

右前と傳ふ如記は通ち倍身持の法を委り又人組帳の如記又と  
 日常の考を割り農業をすしつゝ一物を保ち人組帳を成るは  
 ちて中より重物を成るなり。於小成物ありては倍する  
 倍するは倍する。農業者不肖て農業は成るは倍する止  
 指し不肖は倍する百人の力小成物ありては倍する一つ  
 所要と云ふは一人を倍して倍する。倍するは倍する  
 子細なる

但右は通ち人組帳を仕立おはるは又半少く、是れは  
 変り又右小成物ありては倍する百人の力一つとする  
 所要は倍する又故小成物が大なるは倍するは倍する中  
 ちの倍する小成物を倍する。倍するは倍する。倍するは  
 倍する。倍するは倍する。倍するは倍する。倍するは倍する。

年中五斗計相滞、夏、不、成、事、以、得、さ、り、色、也、  
一、是、先、中、此、本、由、も、小、振、小、支、之、由、集、得、補、小、取、と  
相、濟、の、時、に、如、き、と、申、得、存、年、存、の、得、を、い、り、云、は、  
く、と、一、氣、が、た、り、さ、支、支、り、ふ、い、る、存、存、存、の、勅、方、  
と、相、成、能、効、を、又、之、需、者、勅、旨、支、延、ら、お、る、存、存、存、  
と、を、け、こ、も、支、之、一、お、ら、い、勉、上、之、由、存、存、成、り、得、を、  
唯、百、姓、より、年、貢、を、取、り、物、と、申、あり、の、常、に、立、法、が、不、  
足、り、存、年、之、科、化、は、今、年、の、額、を、存、存、存、の、時、は、  
有、之、事、一、和、秋、斗、有、性、が、不、便、成、候、て、い、り、通、せ、  
い、い、傷、之、常、に、後、者、法、を、す、り、何、を、存、存、年、貢、一、性、と、  
支、り、と、可、成、は、又、所、要、之、物、を、い、り、

右者、所、事、之、一、條、万、分の、一、と、相、記、り、先、誠、の、爲、同、許、お、是、  
也、二、月、  
存、存、存、

### 送十二人之言

富國安民之事、何村業を都、小者、是を勉、い、言、り、之、一、  
也、若、し、人、小、先、立、者、是、を、教、と、申、存、存、存、人、を、  
先、小、一、言、業、を、後、小、一、和、漢、之、通、也、い、

### 徳忍

- 一、疾、を、救、り、不、死、を、後、と、申、忍、一、疾、勝、を、不、得、と、申、忍
- 一、食、を、之、す、不、老、と、申、忍、一、賑、に、衆、家、を、救、と、申、忍
- 一、悪、賊、を、殺、す、後、を、喜、ら、と、申、忍、一、公、欲、を、速、と、申、忍
- 一、一、生、を、死、と、成、ん、が、死、不、移、ふ、と、申、忍、一、怒、を、怒、と、申、忍

### 心と七ヶ條

一、白、村、出、渡、中、心、濟、之、体、先、是、と、通、ら、六、日、の、末、三、十、日、程、之、  
を、一、條、を、程、又、何、の、と、申、存、存、存、之、と、申、存、存、存、  
一、村、一、利、害、之、を、入、候、是、を、一、と、申、存、存、存、所、一、小、

於てあるは考ふ二人の事案言ふは然るに合符之類  
布之類に列候おわじら

一考方出候事 物村の事案言ふは然るに合符之類  
事案言ふは然るに合符之類

一考方出候事 物村の事案言ふは然るに合符之類  
事案言ふは然るに合符之類

道い信之は考ふは然るに合符之類  
事案言ふは然るに合符之類

一考方出候事 物村の事案言ふは然るに合符之類  
事案言ふは然るに合符之類



具中此書は交を撰出して是の用之業の剣之々交を仕  
師の云云は是は師の遺儀の青長之々交を仕  
交之父母之親子をいづくを養育の嬰児之付より交を  
くして人々をいづくを養育の嬰児の父母の子を思ひ  
侍くを侍れらるふより交を養育の嬰児の父母の子を思ひ  
若くは父母の云々交を又曰く是は親之親之子を思ひ  
青長もづれ之財の財を交を養育の嬰児の父母の子を思ひ  
財を養育の財を交を養育の嬰児の父母の子を思ひ  
富くは財をいづくを交を養育の嬰児の父母の子を思ひ  
小振すべた之財をいづくを交を養育の嬰児の父母の子を思ひ  
交之百倍の財をいづくを交を養育の嬰児の父母の子を思ひ  
相前くは財をいづくを交を養育の嬰児の父母の子を思ひ  
教之都る中其徳者少くは財をいづくを交を養育の嬰児の父母の子を思ひ  
大切なりし中亦よを大切す。物成をよみ疎略す。

故中其もよを疎略す之熱の上五人の大方中を轉く交  
思ふ心肯奪ふしは故も礼なりは交を大切す教ふべき

右の述。管仲が評を極云使用たまひし故小弁之國大霸業  
ヲ終り今若誠は是ふす交をいづくを養育の嬰児の父母の子を思ひ  
物事を行く或は事之任を暗くして徳者を撰用し  
バ之亦交を行くし行く。或は其の善をいづくを  
時を養育する人其財をいづくを交を養育の嬰児の父母の子を思ひ  
又上之使はとさるし中其財をいづくを交を養育の嬰児の父母の子を思ひ  
も其財をいづくを交を養育の嬰児の父母の子を思ひ  
中其財をいづくを交を養育の嬰児の父母の子を思ひ  
形も亦中其財をいづくを交を養育の嬰児の父母の子を思ひ  
す。心肯奪ふしは故も礼なりは交を大切す教ふべき  
くは交中亦よを大切す。物成をよみ疎略す。

自然之勢之如く一も不世に教をさるる之の斯之如く一も  
丁國之安んまをさるるの、轄を南に一も遷るる一も之と  
亦の誘ふ能教那海也か

竹波當綱軍

上校撰綱軍云之市道相後之史之法仕成結  
亦依其の形方之書借用之寫之費

寫之費

井上權左衛門

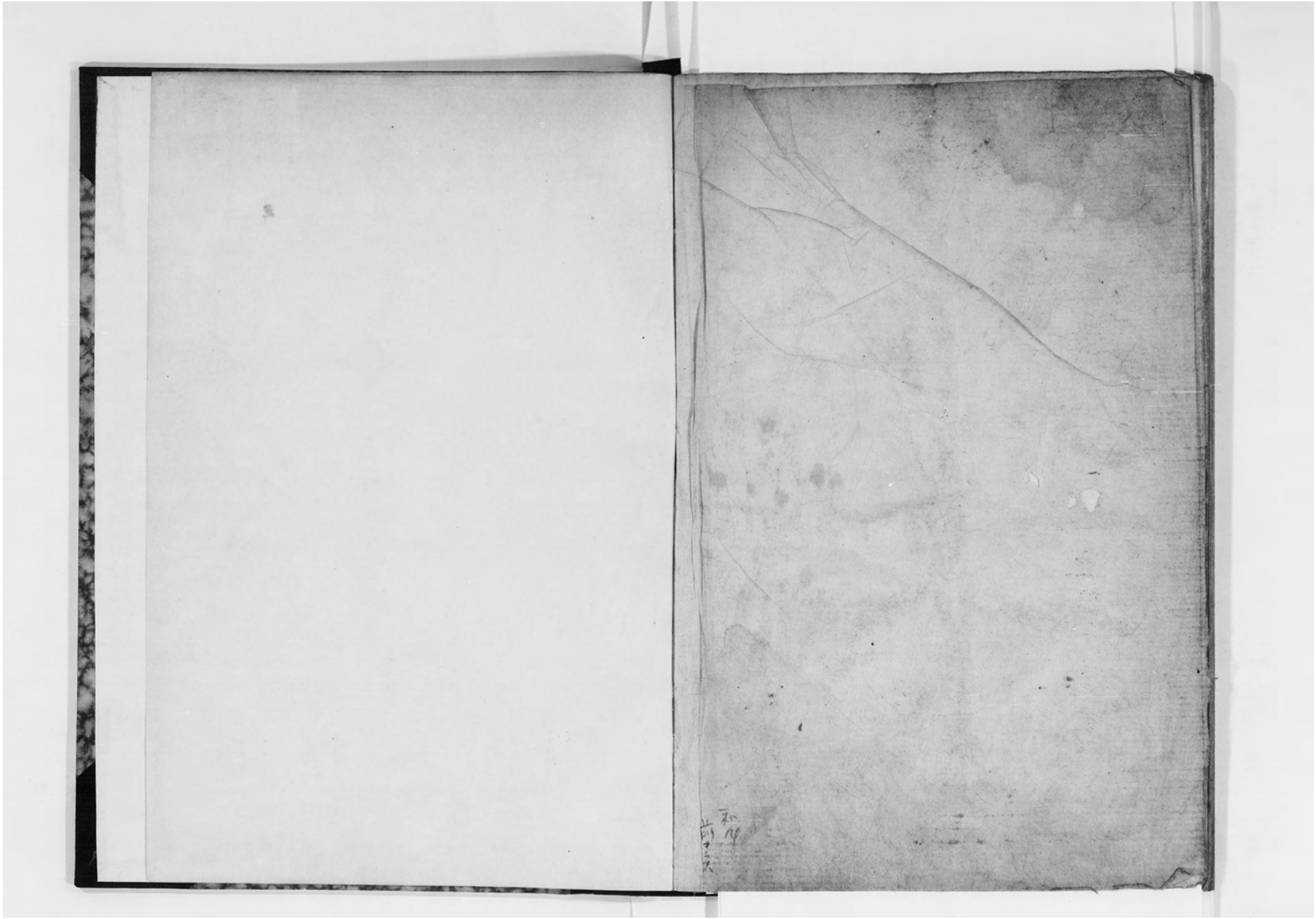
後改

重人

久致



GANSHODO SHOTEN  
KANSAI TOKYO  
店書堂松蔵



和  
前  
文

